

環境配慮対象事業

（豊中市環境の保全等の推進に関する条例第 2 条 7 号、同規則第 3 条）

事業の種類	事業の概要
1 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業	施行区域の面積が 1,000 m ² 以上のもの
2 都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 2 条第 1 号に規定する市街地再開発事業	
3 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可を受けて行う開発行為の事業	開発区域の面積が 1,000 m ² 以上のもの
4 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 12 条第 1 項の許可を受けて行う宅地造成等の事業	土地の面積が 1,000 m ² 以上のもの
5 建築物の新築又は増改築の事業	(1) 建築物の新築の事業で、敷地面積が 1,000 m ² 以上のもの (2) 建築物の増改築の事業で、該当建築物の増改築後の延べ面積が、平成 17 年 10 月 1 日における当該建築物の延べ面積の 1.2 倍以上となるもの（当該建築物の敷地面積が 1,000 m ² 以上のものに限る。）
6 駐車場又は資材置場の新設又は増設の事業（前項に掲げる事業に該当するものを除く。）	駐車場又は資材置場の用に供する土地の面積が 1,000 m ² 以上のもの
7 その他	(1) 豊中市土地利用の調整に関する条例（平成 16 年豊中市条例第 31 号）第 2 条第 5 号イに該当する開発行為であって、開発区域の面積が 1,000 m ² 以上のもの (2) 池の埋立ての事業